

草津市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案) 概要

草津市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、国、県、事業者等が連携、協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的考え方

① 目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
- 市民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 基本的考え方

- 国、県の行動計画を踏まえて、本市が担うべき役割を示し、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの発生段階に応じて、具体的な対策を講じていくものとする。
- 発生段階の状況に応じて、草津市新型インフルエンザ等対策本部会議を設置し、この行動計画を基に適時適切かつ柔軟に対策を講じるものとする。

2 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法上の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成、保存

3 発生時における被害想定

- 国、県が示す行動計画に従い、発病率については、人口の25%が新型インフルエンザに罹患、死亡率については、アジアインフルエンザ等並みの中程度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定する。

インフルエンザの重症度	全国の想定		県内の想定		市内の想定	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
①発症率	25%が発症する		同左		同左	
②発症者数	約3,190万人		約35万人		約31,500人	
③医療受診者数	約1,300万人～約2,500万人		約14.4万人～約27.6万人		約12,800人～約24,700人	
④入院患者数上限	約53万人	約200万人	約5,800人	約22,000人	約520人	約1,900人
⑤死亡者数上限	約17万人	約64万人	約1,900人	約7,000人	約170人	約630人
⑥1日あたり最大入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約1,100人	約4,400人	約100人	約390人

4 対策推進のための役割分担

- 国は、地方公共団体等が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、発生時には、国対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進
- 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保、まん延防止に関する確かな判断と対応。また、発生時には、県対策本部等を設置し、全庁一体となった対策を講ずる。
- 市は、市民に対するワクチン接種、市民の生活支援、要援護者への支援に関し、主体的に対策を実施。また、県や近隣市との連携、対策の実施に当たっては、県行動計画等を踏まえ、市の実情に応じた行動計画を作成
- 医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進。また、発生時においても医療提供を確保するため、患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備
- 地方公共機関、登録事業者等（省略）

5 市行動計画における主要事項

- 市は新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題として位置づけ、具体的な対策を実施する項目として5項目を掲げる。
 - ・実施体制
 - ・情報の収集と提供
 - ・まん延防止の措置
 - ・市民等に対する予防接種の実施
 - ・市民生活及び経済の安定の確保

6 各段階における対策

- 各段階における対策については、国が示す「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生期（県計画は、県内未発生期、県内発生早期）」、「国内感染期（県計画は、県内感染期）」、「小康期」の段階に分類し、各段階における市等が実施する対策を左記5における項目ごとに記述

7 その他

- 新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく、組織体制、関係機関との連携等については、別途協議し、計画に記載する。また、今後、任務分担に基づきマニュアル作成を行う。

8 発生段階ごとの対策の概要

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定、必要に応じ見直し。 ●国、県等と連携し、発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じ対策本部を設置 ●国、県における基本的対処方針等、国内で発生した場合による対策等について、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内で発生した場合、市対策本部の設置 ●国、県における対策等について情報共有、県内発生早期における対策等の協議、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言がされていない場合は、県内未発生期と同様 ●緊急事態宣言がされた場合、速やかに対策本部を設置。国、県の基本的対処方針等に基づき、市が実施すべき必要な対策を協議、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言がされていない場合は、県内未発生期と同様 ●緊急事態宣言がされた場合、速やかに対策本部を設置。国、県の基本的対処方針等に基づき、市が実施すべき必要な対策を協議、実施 ●緊急事態措置ができなくなった場合、法に基づき、他の地方公共団体に代行、応援等の措置活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●国において緊急事態措置の必要がなくなった場合、緊急事態解除宣言が行われる。これを受け、市対策本部を廃止
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ●予防的対策として、平時から新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を市民、医療機関及び事業者等に市ホームページ等の媒体を利用し、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外での発生状況、国、県の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、市民、医療機関等に情報提供、注意喚起 ●国、県からの要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、相談窓口設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内での発生状況、国、県における対策、県内発生早期に必要な対策等を市民、医療機関等に情報提供。個人レベルでの感染予防対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応等を周知。また学校、保育施設等について情報提供 ●引き続き相談窓口設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業所等に県内外の発生状況、国、県、市の具体的な対策を情報提供。個人レベルでの感染予防対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応等を周知。また学校、保育施設等の臨時休業や集会等の自粛等、県内の感染対策を情報提供 ●引き続き相談窓口設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業所等に県内外の発生状況、国、県、市の具体的な対策を情報提供。県内の流行状況に応じた医療体制の周知。学校、保育施設等の臨時休業や集会等の自粛等、県内での感染拡大防止を情報提供 ●引き続き相談窓口を 	<ul style="list-style-type: none"> ●国において緊急事態措置の必要がなくなり、緊急事態解除宣言が行われ、国内での感染が小康状態となったこと等、市民へ情報提供 ●第一波は終息したものの第二波の可能性やそれに備えることの必要性を啓発 ●国等の要請に基づき、相談窓口体制縮小

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
まん延防止 ①個人における対策の普及	●市、学校および事業者は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及	●県内における患者の発生に備え、市、学校及び事業者等に対し、基本的な感染対策を周知		●国、県の要請を受け、市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスクの着用等、時差出勤の実施等、基本的な感染対策等の勧奨。また事業所に対しては、感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請	●国、県の要請を受け、市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスクの着用等、時差出勤の実施等、基本的な感染対策等の勧奨。また事業所に対しては、感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請	—
まん延防止 ②地域、職場への対策周知	●発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備	●発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。	●国、県の要請を受け、市民、事業者および福祉施設等に対し、基本的な感染対策等を勧奨。また必要に応じ、市民に対し可能な限り発生地域への外出を控えるよう理解促進	●必要に応じ学校、保育施設等における感染対策の実施の目安を示し、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう設置者に要請 ●緊急事態宣言がされている場合、県が、法に基づき市民に対し期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き外出しないこと、学校、保育所等に対し、施設の使用制限の要請	●必要に応じ学校、保育施設等における感染対策の実施の目安を示し、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう設置者に要請 ●緊急事態宣言がされている場合、県が、法に基づき市民に対し期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き外出しないこと、学校、保育所等に対し、施設の使用制限の要請	—
予防接種 ①特定接種の接種体制	●国、県の要請を受け、対策の実施に携わる職員に対し接種ができるよう体制構築	●国が緊急の必要があるとき、特定接種の実施を決定。これを受け、職員に対し、集団的接種を基本に、本人の同意を得て接種	●引き続き、実施に携わる職員に対し、集団的接種を基本に、本人の同意を得て接種	—	—	—

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
予防接種 ②市民に対する予防接種	<p>●国、県の協力を得て市の区域内に居住する者に対し、ワクチン接種できるための体制構築</p> <p>●国、県の技術的な支援を得て、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市、町における接種が可能となるよう努める。</p> <p>●国の技術的な支援を得て、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制、接種場所、接種時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について準備</p> <p>●ワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方の基本的な情報提供、市民への理解促進</p>	<p>●国、県の協力を得て市の区域内に居住する者に対し、ワクチン接種できるための体制準備</p> <p>●国、県の要請を受け、事前にマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築準備</p> <p>●ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民に対し積極的に情報提供</p>	<p>●国、県の協力を得て市の区域内に居住する者に対し、ワクチン接種できるための体制準備</p> <p>●国、県の要請を受け、事前にマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築準備</p> <p>●緊急事態宣言がされている場合、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、臨時の予防接種を実施</p>	<p>●国において市民への予防接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザの情報を踏まえ、接種順位が決定され次第、医療関係者等の協力を得て新臨時接種を実施。市民に接種に関する情報提供。また接種の実施に当たり国、県と連携し、保健所、さわやか保健センター等の公的な施設を活用するか医療機関に委託する等、接種会場を確保し、集団的接種を実施</p> <p>●なお、緊急事態宣言がされている場合は、臨時の予防接種を実施</p>	<p>●国において市民への予防接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザの情報を踏まえ、接種順位が決定され次第、医療関係者等の協力を得て新臨時接種を実施。市民に接種に関する情報提供。また接種の実施に当たり国、県と連携し、保健所、さわやか保健センター等の公的な施設を活用するか医療機関に委託する等、接種会場を確保し、集団的接種を実施</p> <p>●なお、緊急事態宣言がされている場合は、臨時の予防接種を実施</p>	<p>●流行の第二波に備え、新臨時接種を進める。</p> <p>●緊急事態宣言がされている場合、第二波に備え、必要に応じ、県の協力を得て、予防接種を進める。</p>

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
市民生活、経済安定の確保 ①市の業務継続	●発生に備えて、職場における感染対策、重要業務の継続や一部業務の縮小等、事前準備	—	—	—	—	—
②要援護者への生活支援	●国の要請を受け、感染期における要援護者への生活支援、搬送等の対応について、県と連携し、要援護者の把握、その具体的な対策を決めておく。	●県内発生早期に備え、要援護者への生活支援について準備	●県内発生早期に備え、要援護者への生活支援について準備	●県の要請を受け、必要に応じ、要援護者への生活支援を実施	●県の要請を受け、必要に応じ、要援護者への生活支援を実施。国、県と連携し、関係団体の協力を得て患者や医療機関等から要請があった場合、在宅で療養する患者への支援	—
③火葬能力等の把握	●県における火葬体制を踏まえ、市域内における火葬または埋葬が円滑にできるよう、県と調整	●県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備	●県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備	●県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備	●緊急事態宣言がされている場合、国、県の要請を受け、火葬場の火葬炉を稼働。死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設を確保 ●国は、緊急事態において埋葬、火葬を円滑に行うことが困難になった場合、市以外の市町長による埋葬または火葬の許可等の手続きの特例を定め、県は、墓地、火葬場等の情報を広域的に収集、遺体搬送の手配等を実施	—

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
④水の安定供給	—	—	—	●緊急事態宣言がされている場合、水道事業者は、消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置	●緊急事態宣言がされている場合、水道事業者は、消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置	—
⑤物資および資材の備蓄等	●対策実施に必要な物資及び資材の備蓄については、市防災計画に定める備蓄品を兼ねるものとし、発生した場合に備え、供給できるよう整備			●市民に対し、食料品、生活必需品等の購入の適切な行動の啓発 ●緊急事態宣言がされている場合、国、県、市は市民生活、経済安定のため、物価安定等適切な供給を図る必要があり、生活関連物資等の価格が高騰しないよう調査等を行い、必要に応じ市民からの相談や情報提供	●市民に対し、食料品、生活必需品等の購入の適切な行動の啓発 ●緊急事態宣言がされている場合、国、県、市は市民生活、経済安定のため、物価安定等適切な供給を図る必要があり、生活関連物資等の価格が高騰しないよう調査等を行い、必要に応じ市民からの相談や情報提供	●必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっては、消費者としての適切な行動を呼びかけ、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう要請